

公益財団法人日本セーリング連盟規程

日本セーリング連盟規程 1 [規則 64]

規則 64.3(b)にいう“機関”とは、各クラス協会計測担当部門および外洋艇に関しては、連盟の計測を担当する委員会をいう。ただし、計測に関する担当部門がない、または責任者をおいていないクラス協会にあっては、連盟の計測を担当する委員会とする。

日本セーリング連盟規程 2 [規則 67]

セーリング競技規則に定める『規則』の違反行為により生じた損傷に関する艇の法的責任は、当該インシデントに関与した艇のペナルティーの履行、あるいは審問におけるプロテスト委員会または最高審判委員会の決定とは別個のものである。

日本セーリング連盟規程 3 [規則 69]

1. 競技者が、規則 69.1(a)に違反したとプロテスト委員会が判定し、規則 69.2(j)の規定により報告が求められる場合には、当該委員会はその判決後 14 日以内に連盟にこの旨を報告しなければならない。
2. 連盟が規則 69.1(a)違反の申し立ての報告、または、規則 69.2(j)もしくは 69.2(k)に定められている報告を受け取った場合、倫理委員会が規則 69.3 に基づく措置を取るものとする。規則 69.3 に基づく懲戒措置を取ることが適当であると倫理委員会が判断した場合、これを最高審判委員会に付議して、その裁定に基づき処置するものとする。この場合、最高審判委員会は委員 3 名以上の出席を要し、全員の賛成を得なければペナルティーを課すことはできない。

日本セーリング連盟規程 4 [規則 70]

1. 規則 70.5 に基づき、プロテスト委員会の判決に関し、上告の権利を否認する旨規定する場合には、レース公示までに予め連盟の承認を得なければならない。『NJ/NU 規程 13 条(1)⑤参照』
2. 規則 70 による上告は、規則 R2.1 に定められた期限内に上告料 20,000 円を添えて連盟に提出しなければならない。
3. 国民体育大会および国民体育大会リハーサル大会のセーリング競技においては、プロテスト委員会の判決をもって最終とする。

日本セーリング連盟規程 5 [規則 80]

1. 連盟の管轄下にあり、World Sailing 規定 20.2.3.1 と 20.2.3.2 に該当しない全てのクラス、システム、大会について、艇に広告を表示する権利は認められる。ただし、本規程 5.2 または 5.3 に従う場合を除く。『World Sailing 規定 20.2.3.3』
2. 連盟の管轄下にあり、World Sailing 規定 20.2.3.1 と 20.2.3.2 に該当しないクラスとシステムについて、艇に広告を表示する権利をクラス規則またはシステムの規則で禁止または制限しようとするクラス協会またはシステムの管理団体は、連盟に書面で届け出て事前の承認を得なければならない。『World Sailing 規定 20.2.3.3』
3. 連盟の管轄下にあり、World Sailing 規定 20.2.3.1 と 20.2.3.2 に該当しない大会において、艇に広告を表示する権利を禁止または制限しようとする主催団体は、大会の3ヶ月前までに所定の申請書に記載し、連盟に届け出て承認を得なければならない。『World Sailing 規定 20.2.3.3』
4. 本規程は総務委員会が主管し、関係する細目を決め実務を司る。
5. 本規程の施行に関し総務委員会は、届出および所定の納付金の支払いに関する期限について猶予期間を設けることができる。

日本セーリング連盟規程 6 [規則 86]

主催団体が、提案された規則を改善するためまたは試すために、規則を変更する場合には、規則 86.1 の制限は適用しない。ただし、その場合には、主催団体はレース公示までに連盟の承認を得なければならない。

日本セーリング連盟規程 7 [規則 91]

1. 規則 91(b)に従い国内において開催される国際競技のインターナショナル・ジュリーの選任については、当該競技の主催団体は、セーリング競技規則 N1.1 に基づき事前に連盟の承認を得なければならない。ただし、World Sailing の大会および規則 89.2(c)に基づき World Sailing がインターナショナル・ジュリーを任命する大会を除く。
2. 上記手続きを欠く場合には、当該競技のインターナショナル・ジュリーは正式に選任されたものとは認められない。従って、抗議は上告の対象となることがある。